

2012年08月03日

愛知県河口堰委員会・環境チーム報告(案)

7/12 会議の概要と合同会議へ向けての準備

環境チーム・村上哲生(名古屋女子大学)

I. 7/12 環境チームの議事(報告)

1. 環境に関わる愛知県の率先行動

合同会議と並行し、利水に加え、環境面でも愛知県は率先行動を取る。

具体的な行動としては、

1) 開門を想定した事前の環境把握

現行の定期調査資料の整理、調査地点の臨時の追加

例) 木曾三川流域の地下水(井戸)の水位、塩分濃度(農政・環境)

長良川を水源とする浄水場原水の栄養塩、植物プランクトン量・種類組成(水道)

伊勢湾の塩分、酸素濃度等水質、及び堆積物の性状(水産)

河口堰運用後の漁場変化と開門に対する危惧についての漁師聞き取り情報(水産)

2) 長良川河口堰開門を事例とした愛知ターゲットの具体化

戦略目標 B; 生物多様性への直接的圧力の減少と持続可能な利用の促進

○目標 6. 持続的利用を目指した漁場及び漁業の管理

○目標 8. 水域の人為的富栄養化管理

二つの目標について、愛知県としての提言書をまとめることが、当面の課題となる。

3) 1), 2) を実行するための次年度調査計画の策定、必要であれば予算化

2. 合同会議に向けての愛知県準備作業

1) 開門操作についての提言

i) 河川管理者による従前の弾力的運用、魚道整備、ヨシ植栽等の代償措置についての評価

ii) 開門の時期と監視項目

重要な環境要素が悪化する季節、及び地域を代表する生物の移動に係る時期を開門時期とする。環境要素、及び変化を注目する生物としては、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、(中略) に関する指針を定める省令」(厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令, 1998. 6. 12.) による。同指針の生物に係る項目は、具体性を欠き、長良川では、水産上重要な種とともに、環境指標種を選定する必要がある。

(水環境)

富栄養化; 滞留日数が長期化する夏季、及び冬季の渇水時期

溶存酸素量; 夏季の渇水期の小潮時期

水底の泥土; 大規模な出水の直後以外

地下水の水位; 期間の特定無

重要な地形及び地質; 該当無

(動物)

重要な種及び注目すべき生息地; アユ、サツキマスの上、降下時期

(植物)

重要な種及び群落; ヨシ群落、期間の特定無

(生態系)

地域を特徴づける生態系; シジミなどの底生群集、幼生放出時期、漁場環境が悪化する夏季の渇水期

(景観)

主要な眺望及び景観資源並びに主要な眺望景観; 該当無

(人と自然との触れ合いの活動の場)

主要な人と自然の触れ合いの活動の場; 堰上流の湛水域; 夏季

専門委報告書(2011. 11. 21.)の非灌漑期(10月11日～3月31日)開門に限定すれば、多くの重要な環境要素や生物への回復効果が見逃される可能性がある。利水代替の進捗状況により、灌漑期開門も含めて提案する。

iii) 開門の方法

原則として常時開放とする。堰上流部の環境悪化に備え、あらかじめ数値目標を定め、それを下回る観測値が記録された場合は、実験を中止し、既存の水質改善施設を使い環境の推移を観測する。

目標値(案)

塩水遡上; 東海大橋地点で、塩化物イオン濃度が 500 mg/L を越えた場合。(塩害チームとの協議が必要)

溶存酸素; 伊勢大橋地点で、底層溶存酸素濃度が 3 mg/L を下回る事態が 24 時間継続した場合。干潮時のみ開門、DO 補給船、潮抜きポンプなどの活用し、酸素状態の改善を図る。

2) 環境チームの作業

i) 外部助言者の招聘・討議

テーマ 1. 「愛知ターゲットの目標と自治体の責務」

テーマ 2. 「河口堰操作及び環境影響軽減施設の運用」長良川河口堰管理事務所

ii) 開門に際して懸念される環境影響の整理と対策の提案

堰上流部の塩分成層の強化と貧酸素化

堆積物の流出の規模と範囲

アユ漁獲量に及ぼす開門効果

シジミ漁獲量に及ぼす開門効果

生物影響については、定性的なものでも因果の関連図を作る必要がある。

iii) 既存の環境情報の整理と次年度の調査計画、予算化

II. 合同会議準備会での国側の主張への対応（意見）

環境悪化は、河口堰運用前は想定されていない。少なくとも、住民への説明資料（パンフレット、1990）や、建設省の文書「長良川河口堰への質問への答え」（1992）では、影響はないと回答されている。影響無しとの判断を、岐阜地裁の審理でも主張してきたはずである。

内部資料（「長良川の環境について（案）」1964）では、いくつかの具体的な環境影響は避けられないと判断しているが、その資料の開示請求は、該当する資料無しとして拒否されている。後に、利水の研究者が同文書を発掘している。

「環境悪化は想定内」との主張は、建設時の文書から判断すれば誤りである。先行の委員会は、過去に遡及し、事業の正当性を検証することを控えてきた。これは、過去に拘らず、未来の環境改善を目指すとの目的を優先したためである。「環境悪化は想定内」であることを理由として、協議に応じない姿勢であれば、治水・利水とともに環境についても、建設の正当性を徹底的に検証することが必要になる。